様式第41号

公示第17 － 3 号

公　示　送　達　書

地方税法第20条の２第１項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。
なお、同条第２項の規定による措置を開始した日から起算して７日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。
おって、あなたの書類は、岩手県県税センターにおいて保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。

令和8年11月5日

岩手県県税センター所長　　飯田　光弘　印

送達する書類 （文書の日付）	送達を受けるべき者の 氏名（名称）	摘　　要
地方税法の規定により送達する書類 （令和８年10月30日付け）	PHAM　HONG　THAI	
地方税法の規定により送達する書類 （令和８年10月30日付け）	太田　幸成	

備考　本文中の空欄には、書類を保管している広域振興局県税部、経営企画部又は岩手県県税センターの名称を記載してください。